

## 1 業務名

札幌駅周辺交通処理計画基礎資料作成業務

## 2 業務の背景及び目的

北海道新幹線の開業に向け、札幌駅周辺では大規模事業等が近接して同時期に施工される見込みであり、それぞれの工事が錯そうすることで来街者やインフラへの多大な負荷を強いることが懸念される。

このことから、本業務は、札幌駅周辺における各種事業の最新情報を収集し完成後の交通状況を検討するとともに、施工期間中の工程等を重ね合わせ、施工期間中の交通解析を踏まえつつ、札幌駅の交通結節点としての機能や札幌駅周辺における歩行者動線の確保、車道部の交通規制の調整へ向けた基礎資料等の作成を行うことを目的とする。

## 3 業務内容

### (1) 計画準備

本業務の目的、趣旨を十分把握した上で、本仕様書に示す業務内容を確認し、作業計画、実施方針、業務工程、作業編成、人員計画など、業務を円滑に遂行するための業務計画書を作成する。

### (2) 交通処理計画基礎資料作成

#### ①各事業の情報収集整理

北海道新幹線の開業に合わせた完成・開業等を目標として進められている札幌駅周辺における再開発等の事業を対象に、最新の計画緒元や年次ごとの工事計画、施工範囲、工種及び周辺での歩行者通路や車道の規制予定等の情報を収集し整理する。

対象事業として想定しているのは以下のとおりである。

- ・北5西1・西2地区
- ・北4西3地区
- ・北5東1地区
- ・北8西1地区
- ・北海道新幹線
- ・南北線さっぽろ駅
- ・南口駅前広場
- ・北口駅前広場

#### ②各事業完成後の交通量の予測・解析、対策の見直し

収集した情報を踏まえ、過年度に検討された将来の札幌駅周辺における自動車及び歩行者の将来交通量推計を見直し、後述の施工期間中の課題検討の基礎資料とする。

検討にあたって、タクシープールの整備に関わる情報などは、別途業務の検討結果を踏まえることとし、必要に応じてパーソントリップ調査結果や過年度交通量調査等の交通データ、並行して進む交通施策、再開発事業等の検討状況を与条件として検討に反映する。

#### a)札幌駅周辺の将来の発生集中交通量の設定

最新の情報を反映し、過年度に検討した札幌駅周辺の将来の自動車及び歩行者の発生集中量を見直す。推計ケースは2030年度末の完成後とする。

b) 自動車交通量の推計、交通円滑性の照査及び対策の検討

上記の結果をもとに、対象区域内の道路ネットワークの将来の自動車交通量推計を見直す。

推計にあたっては、再開発施設の駐車場出入口等の諸条件の設定並びに車両動線計画を検討し、交差点別の自動車交通量を設定する。対象交差点は、過年度検討箇所を参考に担当職員と協議のうえ、北4条線、西5丁目・樽川通、北7条線、東2丁目線に囲まれたエリア内の計15箇所程度を抽出する。

対象交差点においては、上記を踏まえ、交通円滑性の照査を行い、課題がある場合はその対策検討を行う。

c) 歩行者交通量の推計、交通円滑性の照査及び対策の検討

上記の結果をもとに、JR札幌駅、地下鉄さっぽろ駅等の各交通施設間の乗継歩行者交通量及び各方面別に将来の歩行者交通量推計を見直す。

推計にあたっては、再開発施設の出入口、駐車場位置等の諸条件を踏まえ、歩行者動線計画を検討し、交差点別の歩行者交通量を設定する。対象交差点は、自動車交通量の推計箇所を基本とし、担当職員と協議のうえ計15箇所程度を抽出する。

対象交差点においては、上記を踏まえ、交通円滑性の照査を行い、課題がある場合はその対策検討を行う。

(3) 施工期間中の課題整理

① 工事計画の重ね合わせ図の作成

収集した情報より、全体の工程計画を整理するとともに、年次別ステップ図を整理する。

なお、工程計画や年次別ステップ図の作成は、後述の施工期間中の課題整理に資するものとして整理すること。

② 施工期間中の交通量の予測・解析

収集した情報や前述の将来交通量推計結果を踏まえ、施工期間中の交通量推計を行い、後述の課題検討の基礎資料とする。

検討にあたって、仮設バス停に関わる情報などは、別途業務の検討結果を踏まえることとし、必要に応じてパーソントリップ調査結果や過年度交通量調査等の交通データ、並行して進む交通施策、再開発等の検討状況を与条件として検討に反映する。

a) 札幌駅周辺の施工期間中の発生集中交通量の設定

最新の情報を反映し、札幌駅周辺の施工期間中の自動車及び歩行者の発生集中量を設定する。推計ケースはバスターミナル工事中(仮設バス停運用時)とする。

b) 自動車交通量の推計、交通円滑性の照査

上記の結果をもとに、対象区域内の道路ネットワークの施工期間中の自動車交通量推計を設定する。

推計にあたっては、施工期間中の駐車場出入口等の諸条件の設定並びに車両動線計画を検討し、交差点別の自動車交通量を設定する。対象交差点は、将来の推

計箇所を基本に担当職員と協議のうえ計 15 箇所程度を抽出する。

対象交差点においては、上記を踏まえ、交通円滑性の照査を行う。

c)歩行者交通量の推計、交通円滑性の照査

上記の結果をもとに、JR 札幌駅、地下鉄さっぽろ駅等の各交通施設間の乗継歩行者交通量及び各方面別に施工期間中の歩行者交通量推計を設定する。

推計にあたっては、施工期間中の施設の出入口、駐車場位置等の諸条件を踏まえ、歩行者動線計画を検討し、交差点別の歩行者交通量を設定する。対象交差点は、自動車推計箇所を基本とし、担当職員と協議のうえ計 15 箇所程度を抽出する。

対象交差点においては、上記を踏まえ、交通円滑性の照査を行う。

③施工期間中の課題整理

前述の工事計画の重ね合わせ図及び施工期間中の交通量推計結果より、施工期間中の課題整理を行う。整理する課題は、以下の項目等を基本とし、詳細は担当職員と協議して決定すること。

a)歩行者動線の確認、交通規制の確認、課題整理

主動線に対する施工時迂回、幅員縮小等の整理

b)自動車動線の確認、交通規制の確認、課題整理

斜線規制、迂回・通行止め等の整理

c)駐輪場、インフラ、その他の状況確認、課題整理

上記 2 項のほか、各事業の共通事項等になり得る項目を対象とする

(4) 工事間の連携調整（案）の検討

工事計画の重ね合わせ図、施工期間中の課題整理結果より、各事業における工事間の連携調整（案）の検討を行う。

具体的には、工程調整、連携施工等の抽出・提案を想定しており、ここでは各事業者との協議、調整は含まず、札幌駅周辺を俯瞰的に見た際に必要と思われる調整や連携事項等を抽出すること。

(5) 各事業者との協議資料作成

前項で整理した工事間の連携調整（案）をもとに、各事業者の説明、提案、相談等を行うための協議資料の作成を行う。資料は A4 判、20 枚程度を想定する。

(6) 市民等への周知・情報発信方法の検討

大規模事業等の工事が錯そうすることから、各事業者からの工事予定や実施状況等の情報発信に加え、歩行者動線や車線規制等の状況等といった総合的な情報に関する市民等への周知、情報発信が必要になると想定される。

このことから、以下の項目について検討を行う。

①施工期間中の周知・情報発信方法の検討

施工期間中の市民等への周知・情報発信に関し、周知情報の抽出、情報発信手段の検討を行う。

## ②歩行者動線に関する情報発信資料（案）の作成

前述の「工事計画の重ね合わせ図」より、市民や来街者を対象とした今後公表する歩行者動線に関する情報発信資料（案）の作成を行う。

ただし、現時点では工事計画等の熟度が十分でない事業も多いことが想定されることから、今後精査して公表する資料のイメージを作成するものとする。詳細は、担当職員と協議して決定すること。

## (7) 打合せ等

打合せ回数は、下記の3回を予定する。

- |         |         |          |
|---------|---------|----------|
| 1 業務着手時 | 2 業務中間時 | 3 成果品納入時 |
|---------|---------|----------|

## (8) 業務報告書の作成

検討内容と成果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

なお、概要版報告書も併せて作成する。

## 4 業務規模

16,930千円（税込）を上限額とする。

※上記金額はあくまで業務規模を示すものであり、実際の契約金額の決定は、札幌市契約規則及び札幌市物品役務契約等事務取扱要領で定める各条項に基づき行うものとする。

## 5 履行期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

## 6 成果品（中間報告書・最終報告書）

- ア A4判製本（図面等A3判） 20部（可能な限り古紙再生率100%とする。）  
イ 電子データ 一式

## 7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが（1）～（5）を満たす必要があることに注意すること。

※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

## 8 企画提案を求める項目

### (1) 自動車及び歩行者の交通量推計について

過年度に検討された将来の札幌駅周辺の自動車及び歩行者の交通量推計を見直すため、並行して検討が進む再開発事業等と条件として交通量推計に反映させるプロセスを示すこと。

また、施工期間中と完成後の2つの時点の交通量を推計する方法の差異を示すこと。

### (2) 施工期間中の課題整理について

エリア内の各事業の工事計画を重ね合わせ、その結果を踏まえた課題抽出を行うにあたり、一般論として現時点で想定される課題や工事間の連携事項を例示すること。

### (3) 市民等への周知・情報発信方法について

複数の大規模事業が錯そうし、それぞれの工事の進捗に応じて変化する規制状況や歩行者動線について、市民や来街者等へ分かりやすく周知するための資料のまとめ方や周知方法の検討において、重視すべき点を提案すること。

### (4) 業務全体について

#### ア 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。

#### イ 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について

本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と本業務の執行体制について、具体的に記載すること。

## 9 申込方法

### (1) 提出物

正本は、以下のア～オの構成で一式とし、1部提出すること。（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。）

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

- ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)
- イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)
- ウ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)
- エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)
- オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

## (2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課(5階南側)

## (3) 提出期限

令和3年7月12日(月) 12:00【必着】

## (4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

## (5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

## (6) 参考資料

ア 「第2次都心まちづくり計画」

イ 「札幌駅交流拠点まちづくり計画」

ウ 「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」

エ 「新幹線札幌駅について」(R2.1.16 JR北海道報道発表資料)

オ 「令和2年度札幌駅周辺交通円滑化検討業務 業務報告書」

カ 「令和2年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務 業務報告書」

※ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記資料オを上記（2）提出先にて貸与する。当該報告書の取扱いに際しては、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用しないこと。また、当該報告書は複製禁止とし、プロポーザル終了までに速やかに返却すること。

## 10 質疑

### （1）質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛にFAX又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「札幌駅周辺交通処理計画基礎資料作成業務 質問書」とし、令和3年6月28日（月）12：00まで受け付けるものとする。

FAX：011-218-5112

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

### （2）質問に対する回答

公平を期すため、質問票による質問内容及びその回答は随時札幌市都心のまちづくりのウェブサイト内（URL：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>）にて公開する（質問を行った者の氏名は公表しない）。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

## 11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「札幌駅周辺交通処理計画基礎資料作成業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により（1）、（2）のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### （1）一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募件数が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

## (2) 最終審査

- ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ ヒアリングは1者25分(説明15分、質疑10分)を想定し、順次個別に行う。
- エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。
- オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

## (3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

## (4) 審査スケジュール(予定)

- ア 一次審査(書類審査) 令和3年7月13日(火)
  - イ 最終審査(ヒアリング) 令和3年7月21日(水)
- ※上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)、(2)及び(3)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。



評価の視点	配点
<b>(1) 自動車及び歩行者の交通量推計について</b>	
1. 再開発事業等の与条件の反映について ・過年度業務の交通量推計の見直しにあたり、再開発事業等の周辺環境の変化を的確に反映させるプロセスが提案されているか。	10
2. 施工期間中及び完成後の交通量推計の差異について ・施工期間中と完成後の前提の異なる 2 つの時点について、混雑の発生要因やその影響範囲等それぞれの特徴に見合った交通量推計の方法が提案されているか。	20
<b>(2) 施工期間中の課題整理について</b>	
1. 施工に関する基礎知識について ・大規模建築物の施工時に想定される課題等、課題抽出業務を実施し得る建築工事に関する基礎知識を備えているか。	20
<b>(3) 市民等への周知・情報発信方法について</b>	
1. 分かりやすい周知資料の作成について ・複雑な工事工程に伴う交通規制や歩行者動線の設定やその変化について、駅周辺施設の利用者である市民や来街者等に分かりやすく周知するための工夫が提案されているか。	20
<b>(4) 業務全体について</b>	
1. 独自提案について ・業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。	10
2. 過去の類似・関連業務実績について ・業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。	10
3. 業務の執行体制について ・業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。	10
合計	100

### 13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

## 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

## 15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）  
札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課  
担当：石垣、深尾 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112